

中国学園大学学則

平成13年12月20日

改正 平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

平成31年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の規定及び本学園の自律創世の教学理念に基づき、地域との連携を取りながら、豊かな人間性と専門的能力を備えた社会人を養成することを目的とする。

2 本学の設置する学部・学科における人材の養成に関する目的、その他教育研究の目的は次のとおりとする。

(1) 現代生活学部人間栄養学科

現代生活学部は、現代及び将来の生活に必要な知識と技術を創造し、これを社会へ提供しながら、自主性に富む人格を育成することを目的とする。

人間栄養学科は、人の栄養に関わる新しい知識と技能を創造し、人の健全な食生活について企画・管理・指導できる管理栄養士を養成することを目標とする。

(2) 子ども学部子ども学科

子ども学部は、子ども学の研究を通して現代社会における子ども支援に多面的に貢献できる人材の育成を目的とする。

子ども学科は、地域との連携の中で深い子ども理解を基礎として子どもの文化・社会の向上と子どもの保育・教育の発展に資する実践的能力を涵養することを目標とする。

る。

(3) 国際教養学部国際教養学科

国際教養学部は、グローバル社会で求められる知識力、情操力、意思力、情報発信力、行動力から成る統合的資質・能力である「国際教養」を備えた人材の育成を目的とする。

国際教養学科は、高い英語と日本語の統合的コミュニケーション能力に基づいて、地域から世界に発信し、地域及び国際舞台で活躍できる企業人・社会人を育成することを目標とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

現代生活学部 子ども学部 国際教養学部

2 前項の学部に置く学科及びその収容定員は、次の通りとする。

現代生活学部 人間栄養学科	入学定員	80人
	編入学定員3年次	4人
	収容定員	328人
子ども学部 子ども学科	入学定員	100人
	編入学定員3年次	5人
	収容定員	410人
国際教養学部 国際教養学科	入学定員	50人
	編入学定員3年次	5人
	収容定員	210人

3 本学に、次の課程を置く。

教職課程 この課程については別に定めるところによる。

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院については、中国学園大学大学院学則の定めるところによる。

第3章 職員組織

(職員)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第5条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 評議会及び教授会

(評議会)

第6条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、学長、副学長、学部長、事務局長、事務部長、教務部長、学生部長、入試広報部長、就職支援部長、図書館長をもって組織する。ただし、必要ある時は、その他の職員を加えることができる。

3 評議会は、全学に係わる次の事項を審議する。

- (1) 教育研究の組織・体制の基本事項に関すること
- (2) 教育研究環境の整備に関すること
- (3) 学則その他重要な規程の制定改廃に関すること
- (4) 教員の重要な役職者の人事に関すること
- (5) 教育職員人事の基準及び調整に関すること
- (6) 学生の定員に関すること
- (7) 学生の生活、身分に関する重要事項
- (8) 学部及びその他機関の連絡調整に関すること
- (9) 学長が諮問する事項
- (10) その他大学運営に関する重要な事項

4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第7条 大学に教授会を置く。

2 教授会は、学部長、学科長及び専任の教授で構成する。

3 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めた場合には、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

ただし、必要ある時は、その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日 6月16日

(4) 夏期休業 8月1日から9月20日まで

(5) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第12条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (8) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期・方法・提出書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入・転入学・再入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定に定める専修学校の専門学校の専門課程を修了した者

(5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(6) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育期間を含む）を修了したもの

2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、教養教育科目及び専門教育科目とする。

2 各授業科目及び単位数は別表1及び別表6及び別表10のとおりとする。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により履修した授業科目について修得した単位については、卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えないものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び

附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項に関する規程は、別に定める。

(単位計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、卒業論文（又は卒業研究）・グループ研究についてはそれに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修の方法については別に定める。

(他学部における授業科目の履修等)

第21条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修および単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第22条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したもののみならず単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

なお、編入学、転入学等の場合に与えることのできる単位数は、70単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第25条 本学学生にして、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第26条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績の評価基準)

第27条 授業科目の試験の成績は、A,B, C,D, F, の5段階の評語をもって表わし、D以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100—90点	A
89—80	B
79—70	C
69—60	D
59—0	F

第9章 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学部長は休学を

命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第12条の在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第30条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第27条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第29条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第34条 本学に4年以上在学し別に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第35条 卒業した者は、学士の学位を授与する。

現代生活学部 人間栄養学科 学士（栄養学）

子ども学部 子ども学科 学士（子ども学）

国際教養学部 国際教養学科 学士（国際教養）

第11章 賞罰

（表彰）

第36条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第37条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1） 性行不良で改善の見込みがない者

（2） 正当な理由がなくて出席常でない者

（3） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

（研究生）

第38条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第39条 本学の学生以外の者で、本学の1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第40条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第19条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第41条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は，別に定める。

第13章 検定料，入学料及び授業料等

第42条 検定料，入学料及び授業料等の額は，次のとおりとする。

検定料 24,000円

入学料 250,000円

授業料等 下表のとおり

学部 項目	現代生活学部	子ども学部	国際教養学部
授業料	500,000円	500,000円	590,000円
教育充実費	200,000円	200,000円	200,000円
施設設備費	300,000円	200,000円	200,000円

(授業料等の納期)

第43条 授業料等の納期は，次のとおりとする。

前期分 4月20日

後期分 10月20日

(休学者，退学者，停学者の授業料等)

第44条 休学者等の授業料等については，次のとおりとする。

- 2 休学した月から復学した月の前月までの期間における授業料等は免除する。
- 3 前期又は後期の中途において，退学したとき，又は退学処分を受けたときは，当該期の授業料等を徴収する。
- 4 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 5 前期又は後期の中途において，復学又は入学した者は，復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。
- 6 授業料等未納者の休学，退学及び卒業は認めない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第45条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第46条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第47条 研究生及び科目等履修生の検定料及び授業料等については、別に定める。

(既納の納付金)

第48条 既納の授業料等、入学料、検定料は原則として返付しない。

第14章 優待生

(優待生)

第49条 奨学のため、優待生の制度を設ける。

2 優待生に関する事項は、別に定める。

第15章 図書館

(図書館)

第50条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 厚生施設

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第52条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第18章 改正及び細則

(改正)

第53条 本学則の改正は、教授会に諮り評議会の議を経て行う。

(細則その他)

第54条 各規程ほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成13年12月20日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

学則の細則

平成17年4月1日

改正 平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

平成31年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

学則19条及び学則34条に基づく授業科目を別表1・別表6・別表10に示し、卒業及び資格等について定める。

(卒業)

第1条 卒業するためには、4年以上在学し下表に定める単位を修得しなければならない。

学部・学科	教養教育科目	専門教育科目	教養及び専門教育科目
現代生活学部 人間栄養学科	18以上	89以上	18以上
子ども学部 子ども学科	18以上	89以上	18以上
国際教養学部 国際教養学科	16以上	100以上	8以上

(資格等)

第2条 本学において取得できる資格・称号及び免許状は、次のとおりである。

学部・学科	資格・称号及び免許状
現代生活学部 人間栄養学科	栄養士 管理栄養士国家試験受験資格 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格 栄養教諭一種免許状 社会福祉主事任用資格
子ども学部 子ども学科	保育士 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 社会福祉主事任用資格
国際教養学部 国際教養学科	社会福祉主事任用資格

(取得資格1)

第3条 下記の資格等を取得しようとする者は、下記の単位を修得し卒業しなければならない。

1 栄養士免許証

栄養士免許証を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第9条第1号に規定する教育内容に基づき本学が別表2に定める所定の単位を修得することを要する。

2 管理栄養士国家試験受験資格

管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、管理栄養士学校指定規則第2条第1項第1号に規定する教育内容に基づき本学が別表3に定める所定の単位を修得することを要する。

3 保育士資格

保育士を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する教育内容に基づき本学が別表7に定める所定の単位を修得することを要する。

(取得資格2)

第4条 現代生活学部人間栄養学科に食品衛生法第19条の17第4項第3号及び同法施行令第4条第1号の定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格（以下「衛生管理者等」という。）取得のため厚生労働大臣の指定する養成施設として食品衛生コースを置く。

2 食品衛生コースを修了し本学科を卒業した者は、衛生管理者等を取得できる。

3 食品衛生コースを修了するためには、別表4に定める所定の単位を修得することを要する。

(教職課程)

第5条 教員の免許状を得ようとする者は、別に定める履修規定に従い必要な教育科目を履修しなければならない。

別表5(栄養教諭一種)、別表8(幼稚園教諭一種)、別表9(小学校教諭一種)

附 則

この学則の細則第5条は、平成17年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在籍する学生にも適用する。

附 則(平成18年4月1日)

この学則の細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この学則の細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在籍する学生にも適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この学則の細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この学則の細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この学則の細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この学則の細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この学則の細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この学則の細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この学則の細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この学則の細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この学則の細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この学則の細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この学則の細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この学則の細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この学則の細則は、令和3年4月1日から施行する。

履修規程（教員免許状取得）

1. 教員免許状

- 1) 教員免許状を取得しようとする者は、教育者にふさわしい確固たる自覚と信念をもって別に定める単位を履修しなければなりません。
- 2) 本学で取得可能な教員免許状は栄養教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状です。取得しようとする者は、以下の要件のいずれをも満たすことが必要です。
 - ①卒業に必要な単位を取得すること 別表1，別表6
 - ②栄養教諭一種免許状取得には、管理栄養士学校指定規則第2条第1号の規定に基づき、本学が定める所定の単位を取得すること 別表3
 - ③教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を取得すること 別表5，別表8，別表9

別表1

現代生活学部人間栄養学科 教育課程

[illegible]

別表 2

栄 養 士 免 許 証

栄 養 士 法 施 行 規 則			本 学 の 開 設 科 目		
教 育 内 容	単 位 数		科 目 名	単 位 数	
	講義又は 演 習	実験又は 実 習		講義又は 演 習	実験又は 実 習
社 会 生 活 と 健 康	4	4	公衆衛生学Ⅰ 健康管理概論 ----- 社会生活と健康の小計	2 2 4	 0
人 体 の 構 造 と 機 能	8		解剖生理学Ⅰ 解剖生理学実験 生化学Ⅰ 生化学実験 医学概論 病理学 ----- 人体の構造と機能の小計	2 2 2 2 2 8	 1 1 2
食 品 と 衛 生	6		食品学Ⅰ（機能論を含む） 食品学Ⅱ 食品学実験 食品衛生学 食品衛生学実験 ----- 食品と衛生の小計	2 2 2 1 6	 1 1 2
栄 養 と 健 康	8		基礎栄養学Ⅰ 栄養学実習 応用栄養学Ⅰ 応用栄養学実習 臨床栄養学総論 臨床栄養学各論Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ ----- 栄養と健康の小計	2 2 2 2 1 1 8	 1 1 1 1 4
栄 養 の 指 導	6		栄養教育論Ⅰ 栄養教育論Ⅱ 栄養教育実習Ⅰ 栄養教育実習Ⅱ 公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学実習Ⅰ ----- 栄養の指導の小計	2 2 2 2 6	 1 1 1 3
給 食 の 運 営	4		調理学 調理学実習Ⅱ 給食経営管理論Ⅰ 給食管理実習Ⅰ 給食管理実習Ⅱ ----- 給食の運営の小計	2 2 1 4	 1 1 1 3
	36	14	小 計	36	14
	50		合 計	50	

別表 3

管理栄養士国家試験受験資格

管 理 栄 養 士 学 校 指 定 規 則				本 学 開 設 科 目			
区分	教 育 内 容	単 位 数		科 目 名	単 位 数		
		講 義 又 は 演 習	実 験 又 は 実 習		講 義 又 は 演 習	実 験 又 は 実 習	
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学Ⅰ 公衆衛生学Ⅱ 公衆衛生学実習 健康管理概論 小 計	2 2 2 2 6	1 1	
	人 体 の 構 造 と 機 能 ， 疾 病 の 成 り 立 ち	14		細胞生理化学実験 解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ 解剖生理学実験 生化学Ⅰ 生化学Ⅱ 生化学実験 医学概論 病理学 微生物学 小 計	2 2 2 2 2 2 2 2 2 14	1 1 1 1 1 3	
	食 べ 物 と 健 康	8		食品学Ⅰ（機能論を含む） 食品学Ⅱ 食品学基礎実験 食品学実験 調理学 調理学実習Ⅰ 調理学実習Ⅱ 調理学実験 食品衛生学 食品衛生学実験 小 計	2 2 2 2 2 2 2 2 2 8	1 1 1 1 1 1 1 6	
	基 礎 栄 養 学	2		基礎栄養学Ⅰ 基礎栄養学Ⅱ 栄養学実習 小 計	2 2 2 4	1 1	
	応 用 栄 養 学	6		応用栄養学Ⅰ 応用栄養学Ⅱ 応用栄養学実習 応用栄養学Ⅲ 小 計	2 2 2 2 6	1 1	
	栄 養 教 育 論	6		栄養教育論Ⅰ 栄養教育論Ⅱ 栄養教育実習Ⅰ 栄養教育実習Ⅱ 食行動学 小 計	2 2 2 2 2 6	1 1 1 2	
	臨 床 栄 養 学	8		臨床栄養学総論 臨床栄養学各論Ⅰ 臨床栄養学各論Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ 栄養マネジメント 小 計	2 2 2 2 2 2 8	1 1 2	
	公 衆 栄 養 学	4		公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 公衆栄養学実習Ⅰ 小 計	2 2 2 4	1 1	
	給 食 経 営 管 理 論	4		給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理論Ⅱ 給食管理基礎実習 給食管理実習Ⅰ 食品流通論 小 計	2 2 2 2 2 6	1 1 1 2	
	総 合 演 習	2		総合演習 管理栄養士実務演習 小 計	1 1 2	0	
	臨 地 実 習		4	給食管理実習Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅲ 給食管理実習Ⅲ 臨床栄養学実習Ⅳ 公衆栄養学実習Ⅱ 小 計	2 2 2 2 2 0	1 1 2 1 4	
		60	22	小 計	64	23	
		82		合 計	87		

別表 4

食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格

	基 本 科 目 名	左 記 科 目 に 該 当 す る 申 請 科 目 名	選 択 別	単 位 数				
A 群 化学関係	有機化学	基礎化学 化学	選 必	2	2			
B 群 生物化学関係	生物化学	生化学Ⅰ 生化学Ⅱ 生化学実験	必 必 必	2 2 1				
	食品化学 生理学	食品学Ⅱ 解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ 解剖生理学実験 生物学	必 必 必 必 必	2 2 2 1 2				
		C 群 微生物学関係	微生物学	微生物学		必	2	
		D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ 公衆栄養学Ⅰ		必 必	2 2	2
			食品衛生学	食品衛生学 食品衛生学実験		必 必	2 1	
			衛生行政学	公衆衛生学Ⅱ		選		
			最低取得単位数小計（A＋B＋C＋D） 25					
	E 群 その他関連科目		●必修科目 ・ 6 科目各 2 単位 食品学Ⅰ（機能論を含む）、基礎栄養学Ⅰ、応用栄養学Ⅰ、応用栄養学Ⅱ、臨床栄養学総論、臨床栄養学各論Ⅰ ・ 3 科目各 1 単位 食品学基礎実験、食品学実験、栄養学実習 ●選択科目 ・ 5 科目各 2 単位 病理学、医学概論、食品学Ⅲ、食料経済、食品流通論			12 3	10	
最低取得単位数小計 15								
最低取得単位数合計（A＋B＋C＋D＋E） 40								

別表 5

栄養教諭一種免許状

免許状取得のためには、卒業に必要な単位を修得すると共に下表の科目・単位を修得する必要があります。

第66条の6に定める科目	免許法施行規則	単位数	本学開設教養教育科目	単位数	単位数	
	日本国憲法	2	日本国憲法	2	8	8
	体育	2	体育講義 体育実技	1 1		
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	2		
	情報機器の操作	2	生活と情報処理	2		
栄養に係る科目	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設専門科目		4	25
	栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育指導法Ⅰ 学校栄養教育指導法Ⅱ	2 2		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理 ＊ 教職概論 教育心理学 特別支援教育概論 教育課程総論	2 2 2 2 2	21	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 教育方法学 生徒指導の理論と方法 教育相談	2 2 1 2		
	栄養教育実習	2	学校栄養教育実習研究 学校栄養教育実習	1 1		
	教職実践演習	2	教職実践演習（栄養教諭）	2		
	合計単位数		30			

*教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む。

別表 6

子ども学部 子ども学科 教育課程

区分	授 業 科 目	必修 単位	選択 単位	備 考	区分	授 業 科 目	必修 単位	選択 単位	備 考
教 養 教 育 科 目	日 本 語 表 現 術 学		2		専 門 教 育 科 目	異文化コミュニケーション論		2	
	芸 心 理 学		2			小 学 校 教 育 研 究 I		1	
	倫 理 学		2			小 学 校 教 育 研 究 II		1	
	歴 史 学		2			小 学 校 教 育 研 究 III		1	
	社 本 国 憲 法 学		2			保 育 実 践 研 究 I		1	
	日 数 学 概 論		2			保 育 実 践 研 究 II		1	
	現 代 環 境 論		2			教 育 原 理 史		2	
	自 然 科 学 概 論		2			教 育 方 法 学		2	
	生 活 情 報 処 理 学		2			保 育 者 論		2	
	情 報 処 理 演 習 I	2	2	2 単位 選択必修		教 育 心 理 学		2	
	英 英 語 語 義 技		2			教育・保育課程総論		2	
	英 英 語 語 義 技		2			保育内容総論		1	
	英 英 語 語 義 技		2			特別支援教育論		2	
	英 英 語 語 義 技		2			特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	
	英 英 語 語 義 技		2			生徒指導・進路指導の理論と方法		2	
	英 英 語 語 義 技		2			子どもと健康		1	
英 英 語 語 義 技		2		子どもと健康指導法		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと人間関係		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと人間関係指導法		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと環境		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと環境指導法		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと言葉		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと言葉指導法		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと表現		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと表現指導法		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと音楽		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと音楽研究		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもと造形		1			
英 英 語 語 義 技		2		メディア教育演習		1			
英 英 語 語 義 技		2		小学校教育基礎演習		1			
英 英 語 語 義 技		2		小学校教育基礎研究		1			
英 英 語 語 義 技		2		保育・教職実践演習(幼・小)		2			
英 英 語 語 義 技		2		教育実習研究 A		1			
英 英 語 語 義 技		2		教育実習研究 A		4			
英 英 語 語 義 技		2		教育実習研究 B		1			
英 英 語 語 義 技		2		教育実習研究 B		4			
英 英 語 語 義 技		2		社会福祉		2			
英 英 語 語 義 技		2		子ども家庭支援論		2			
英 英 語 語 義 技		2		子育て支援		1			
英 英 語 語 義 技		2		子ども家庭福祉		2			
英 英 語 語 義 技		2		保育原理		2			
英 英 語 語 義 技		2		社会的養護 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		社会的養護 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもの保健		2			
英 英 語 語 義 技		2		子どもの健康と安全 I		1			
英 英 語 語 義 技		2		子どもの健康と安全 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		乳児の保育 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		乳児の保育 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		障害児福祉		2			
英 英 語 語 義 技		2		地域福祉計画 I		1			
英 英 語 語 義 技		2		保育計画 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		保育所実習 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		保育所実習 II		2			
英 英 語 語 義 技		2		保育実習研究 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		施設実習研究 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		施設実習研究 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		保育実習研究 III		2			
英 英 語 語 義 技		2		保育実習研究 II		1			
英 英 語 語 義 技		2		学童保育法論		2			
英 英 語 語 義 技		2		学童保育方法論		2			
英 英 語 語 義 技		2		学童保育実習 I		2			
英 英 語 語 義 技		2		学童保育実習 II		2			
英 英 語 語 義 技		2		学童保育実習研究		1			
英 英 語 語 義 技		2		計	10	214			

別表7

保育士養成課程（児童福祉法施行規則告示との対比表）

告示による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
教養科目	外国語，体育以外の科目	不問	6以上	日本語表現	講義		2	2	
				芸術	講義		2	2	
				心理学	講義		2	2	
				倫理学	講義		2	2	
				歴史学	講義		2	2	
				社会学	講義		2	2	
				日本国憲法	講義		2	2	
				数学概論	講義		2	2	
				現代環境論	講義		2	2	
				自然科学概論	講義		2	2	
				生活と情報処理	講義		2	2	
				情報処理演習	演習		1	1	
				ファーストイヤーセミナー	演習		1	1	
	外国語	演習	2以上	英語Ⅰ	演習		2	2	
				英語Ⅱ	演習		2	2	
				英語Ⅲ	演習		2	2	
				韓国語	演習		2	2	
	体　育	講義	1	体育講義	講義	1		1	
		実技	1	体育実技	実技	1		1	
合計	10単位以上			34単位（≥10単位）					
						2	32	34	

告示別表第1による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の本質・目的に関する科	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2	
保育の対象の理解に関する科	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2	
	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2		2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1		1	
保育の内容・方法に関する科	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1		1	
				子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1		1	
	保育の計画と評価	講義	2	教育・保育課程総論	講義	2		2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		1	
	保育内容演習	演習	5	子どもと健康	演習	1		1	
				子どもと人間関係	演習	1		1	
				子どもと環境	演習	1		1	
				子どもと言葉	演習	1		1	
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと表現	演習	1		1	
				基礎音楽A	演習	1		1	
				子どもと造形	演習	1		1	
				子どもと絵本	演習	1		1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児の保育Ⅰ	講義	2		2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児の保育Ⅱ	演習	1		1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	
障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		1		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2		2	
				施設実習	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習研究Ⅰ	演習	2		2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	演習	2		2	
合 計				51単位	51単位				

告示別表第2による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15以上		教育史	講義		2	2	
				教育相談	講義		2	2	
地域福祉論				講義		2	2		
幼児理解の理論と方法				講義		2	2		
発達心理学				演習		1	1		
教育方法学				講義		2	2		
保育計画Ⅰ				演習		1	1		
保育計画Ⅱ				演習		1	1		
子どもと健康指導法				講義		2	2		
子どもと人間関係指導法				講義		2	2		
子どもと環境指導法				講義		2	2		
子どもと言葉指導法				講義		2	2		
子どもと表現指導法				講義		2	2		
保育実践研究Ⅰ				演習		1	1		
保育実践研究Ⅱ				演習		1	1		
子どもと音楽				演習		1	1		
子どもと音楽研究				演習		1	1		
基礎音楽B				演習		1	1		
子どもとおやつ				演習		1	1		
障害児援助論				講義		2	2		
保 育 実 習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ	実習		2	2	
				保育実習Ⅲ	実習		2	2	
	保育実習ⅡⅡ又は保育実習ⅡⅢ	演習	1	施設実習研究	演習		1	1	
				保育実習研究Ⅱ	演習		1	1	
合計	18単位以上			37単位 (≧18単位)			37	37	

本学における教科の開設状況等					備考
左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
		必修	選択	計	
現代子ども学入門	講義		1	1	
子ども研究法Ⅰ	講義		1	1	
子ども研究法Ⅱ	講義		1	1	
課題研究Ⅰ	演習		1	1	
課題研究Ⅱ	演習		1	1	
卒業研究Ⅰ	演習		2	2	
卒業研究Ⅱ	演習		2	2	
総合教養養成セミナーⅠ	演習		1	1	
総合教養養成セミナーⅡ	演習		1	1	
キャリア教育論	講義		2	2	
キャリア教育演習	演習		1	1	
基礎学力養成セミナーⅠ	演習		1	1	
基礎学力養成セミナーⅡ	演習		1	1	
人権教育論	講義		2	2	
子どもと手芸	演習		1	1	
子どもとダンス	演習		1	1	
子どもとゲーム	演習		1	1	
教育社会学	講義		2	2	
教育社会学演習	演習		1	1	
国語	講義		2	2	
算数	講義		2	2	
生活	講義		2	2	
音楽	講義		2	2	
図画工作	講義		2	2	
体育	講義		2	2	
社会	講義		2	2	
理科	講義		2	2	
家庭	講義		2	2	
英語	講義		2	2	
国語科教育法	講義		2	2	
社会科教育法	講義		2	2	
算数科教育法	講義		2	2	
理科教育法	講義		2	2	
生活科教育法	講義		2	2	
音楽科教育法	講義		2	2	
図画工作科教育法	講義		2	2	
家庭科教育法	講義		2	2	
体育科教育法	講義		2	2	
英語科教育法	講義		2	2	
道徳教育指導論	講義		2	2	
児童英語演習	演習		1	1	
異文化コミュニケーション論	講義		2	2	
小学校教育研究Ⅰ	演習		1	1	
小学校教育研究Ⅱ	演習		1	1	
小学校教育研究Ⅲ	演習		1	1	
特別支援教育	講義		2	2	
教職概論	講義		2	2	
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	講義		2	2	
生徒指導・進路指導の理論と方法	講義		2	2	
メディア教育演習	演習		1	1	
小学校教育基礎演習	演習		1	1	
小学校教育基礎研究	演習		1	1	
教育実習研究A	実習		1	1	
教育実習A	実習		4	4	
教育実習研究B	実習		1	1	
教育実習B	実習		4	4	
学童保育論	講義		2	2	
学童保育方法論	講義		2	2	
学童保育実習Ⅰ	実習		2	2	
学童保育実習Ⅱ	実習		2	2	
学童保育実習研究	演習		1	1	
合 計			102	102	

別表8

幼稚園教諭一種免許状

免許状取得のためには、卒業に必要な単位を修得すると共に下表の科目・単位を修得する必要があります。

第66条の6に定める科目	免許法施行規則		単位数	本学開設教養教育科目	単位数	単位数	
	日本国憲法		2	日本国憲法	2	8	8
	体育		2	体育講義	1		
				体育実技	1		
	外国語コミュニケーション		2	英語Ⅰ	2		
情報機器の操作		2	生活と情報処理	2			
領域及び保育内容の指導法に関する科目	免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設専門教育科目		16	51以上
	専門的 事項に関する	健康	16	子どもと健康	1		
		人間関係		子どもと人間関係	1		
		環境		子どもと環境	1		
		言葉		子どもと言葉	1		
		表現		子どもと表現	1		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			子どもと健康指導法	2		
				子どもと人間関係指導法	2		
				子どもと環境指導法	2		
				子どもと言葉指導法	2		
				子どもと表現指導法	2		
				保育内容総論	1		
				保育計画Ⅰ	1※		
				保育計画Ⅱ	1※		
				子どもと楽器	1※		
		教育の基礎的理解に関する科目等		教育の基礎的理解に関する科目	10		
教育史	2※						
保育者論	2						
教育社会学	2						
教育心理学	2						
発達心理学	1※						
特別支援教育	2						
教育・保育課程総論	2						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4		教育方法学	2			
			メディア教育演習	1※			
			幼児理解の理論と方法	2			
教育実習	5		教育相談	2			
			教育実習Ⅰ	4			
教職実践演習	2	教育実習研究Ⅰ	1				
		保育・教職実践演習（幼・小）	2				
大学が独自に設定する科目		14	教育社会学演習	1※			
			子どもと絵本	1※			
			基礎音楽Ⅰ	1※			
			基礎音楽Ⅱ	1※			
			障害児援助論	2※			
			子どもと音楽	1※			
			子どもと音楽研究	1※			
			子どもと造形	1※			
			地域福祉論	2※			
			子どもとおやつ	1※			
			保育実践研究Ⅰ	1※			
			保育実践研究Ⅱ	1※			
			合計単位数		59		

注1) 日本国憲法、体育講義、体育実技、英語Ⅰ、生活と情報処理は必修です。

注2) 専門教育科目は、必修41単位・選択必修※の中から10単位以上 合計51単位以上修得すること。

別表9

小学校教諭一種免許状

免許状取得のためには、卒業に必要な単位を修得すると共に下表の科目・単位を修得することが必要です。

定める科目に第66条の6	免許法施行規則		単位数	本学開設教養教育科目		単位数	単位数	
	日本国憲法		2	日本国憲法		2	8	8
	体育		2	体育講義		1		
			体育実技		1			
	外国語コミュニケーション		2	英語Ⅰ		2		
情報機器の操作		2	生活と情報処理		2			
教科及び教科の指導法に関する科目	免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設専門教育科目				
	教科に関する専門的事項	30	国語（書写を含む。）	国語	2 ※a	30		
			社会	社会	2 ※a			
			算数	算数	2 ※a			
			理科	理科	2 ※a			
			生活	生活	2 ※a			
			音楽	音楽	2 ※a			
			図画工作	図画工作	2 ※a			
			家庭	家庭	2 ※a			
			体育	体育	2 ※a			
			外国語	英語	2 ※a			
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	国語（書写を含む。）	国語科教育法	2				
		社会	社会科教育法	2				
		算数	算数科教育法	2				
		理科	理科教育法	2				
		生活	生活科教育法	2				
		音楽	音楽科教育法	2				
		図画工作	図画工作科教育法	2				
		家庭	家庭科教育法	2				
		体育	体育科教育法	2				
		外国語	英語科教育法	2				
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2	29		
				教育史	2 ※			
				教職概論	2			
				教育社会学	2			
				教育心理学	2			
				発達心理学	1 ※			
特別支援教育				2				
教育・保育課程総論				2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10	道徳教育指導論	2				
			特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2				
			教育方法学	2				
			メディア教育演習	1 ※				
教育実習	5	教育実習B	4					
		教育実習研究B	1					
		教職実践演習	2					
大学が独自に設定する科目	2	障害児援助論	2 ※					
		基礎音楽A	1 ※					
		基礎音楽B	1 ※					
		児童英語演習	1 ※					
		異文化コミュニケーション論	2 ※					
		小学校教育研究Ⅰ	1 ※					
		小学校教育研究Ⅱ	1 ※					
		小学校教育研究Ⅲ	1 ※					
		小学校教育基礎演習	1 ※					
		小学校教育基礎研究	1 ※					
		教育社会学演習	1 ※					
		合計単位数			67			

注1）※は、選択科目

注2）日本国憲法，体育講義，体育実技，英語Ⅰ，生活と情報処理は必修です。

注3）専門教育科目は，必修49単位及び選択必修※aの中から10単位以上，合計59単位以上修得すること。

別表 10

国際教養学部 国際教養学科 教育課程

(その 1)

区分	授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考	区分	授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
教養教育科目	心理学		2		専門教育科目	現代ビジネス論		2	
	自然科学概論		2			現代経済史		2	
	日本国憲法		2			経営戦略論		2	
	倫理学		2			ブランド戦略論		2	
	比較文化論		2			リーダーシップ論		2	
	日本文化論		2			マーケティング論		2	
	岡山学(オムニバス)	2				データサイエンス論		2	
	ICT 概論 I	2				イベント・コンベンション事業論		2	
	ICT 概論 II	2				レジャー・リゾート論		2	
	実践英語 I	2				観光経営論		2	
専門教育科目	実践英語 II	2				地域経済学		2	
	導入ゼミナール I	2				ライティング		2	
	導入ゼミナール II	2				時事英語		2	
	マクロ経済学入門	2				英語プレゼンテーション		2	
	ミクロ経済学入門	2				プロフェッショナル・イングリッシュ		2	
	マーケティング論入門	2				英語ディスカッション		2	
	データサイエンス入門	2				観光英語 B		2	
	経営学入門	2				観光産業論		2	
	会計学入門	2				国際経営論		2	
	社会調査の基礎		2			グローバル経済論		2	
	簿記入門		2			EU 経済論		2	
	金融論入門		2			日・アセアン関係		2	
	観光総論		2			アジア食品論		2	
	観光実務		2			フードシステム論		2	
	観光英語 A		2			アグリビジネス論		2	
	農業経済入門		2			地域資源論		2	
	農業経済学		2			地域政策		2	
	食品流通論		2			農産物直売所と地域活性化		2	
	プレゼンテーション技法		2			農業政策と環境・資源保全		2	
	ビジネス・イングリッシュ		2			食品経済論		2	
	ビジネス・ディスカッション技法		2			フードマーケティング論		2	
	日米関係		2			農業協同組合論		2	
	実践英語Ⅲ		2			専門ゼミ I	2		
	実践英語Ⅳ		2			専門ゼミ II		2	
	英語資格演習 I		2			専門ゼミⅢ	2		
	英語資格演習 II		2			専門ゼミⅣ	2		
	日本の伝統文化		2			専門ゼミⅤ	2		
	日本の文学		2			専門ゼミⅥ	2		
	現代環境論		2			卒業研究	4		
	日本の食文化		2			トップリーダー講義(キャリア研究)	2		
	国際関係論		2			キャリア・デザイン	2		
	企業倫理論		2			ビジネスプランコンテスト		2	
	経営学特論 I		2			インターンシップ(短期)		2	
	経営学特論 II		2			インターンシップ(中長期)		4	
	情報処理 I	2				セメスター留学		12	
	情報処理 II	2				日本事情		2	
	情報処理Ⅲ		2			日本語 I		2	
	ICT 応用論		2			日本語 II		2	
	ICT 未来学		2			計	48	160	

